

入門古文書講座

初心者を対象とした講座です。

- その1
 ◆講師 菊地 悠介 (当館非常勤嘱託員)
 ◆日時 8月27、9月3・10・17日 (日)
 9時半～11時半
 ◆場所 エボックなかはら

※好評のうちに終了しました

- その2
 ◆講師 伊藤 哲平 (当館非常勤嘱託員)
 ※1月頃を予定しています

歴史講座

「二ヶ領用水と水争い」

二ヶ領用水の歴史と溝口水騒動について話を聞きます。

- ◆講師 落合 功氏 (青山学院大学教授)
 ◆日時 10月1日 (日)
 14時～16時
 ◆場所 中原図書館

※募集は終了しました

古文書講座

「江戸時代の訴訟－もの申す川崎の百姓たち－」

ある程度古文書を読解できる方を対象に、江戸時代の訴訟について古文書から読み解きます。

- ◆講師 神谷 大介氏 (東海大学非常勤講師)
 ◆日時 11月5・12・26、12月3日 (日)
 9時半～11時半
 ◆場所 とどろきアリーナ

※10月8日 (日) まで受講生を募集しています

歴史講演会

※3月頃を予定しています



昨年の様子

興味をもったら、どしどし応募するニャ!



川崎市公文書館だより

～Kawasaki City Archives News～



第39号 平成29年10月

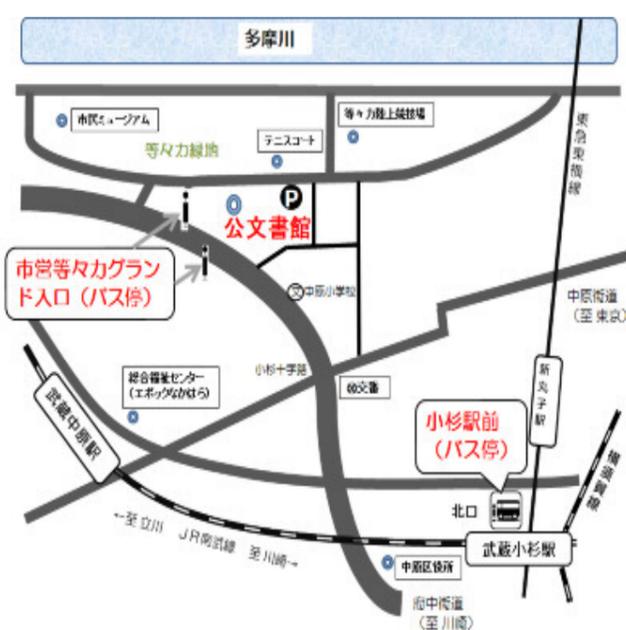


※詳しくは、市政だより又は公文書館のホームページでご確認ください。

- ◇開館時間
午前8時30分から午後5時まで
- ◇休館日
毎週月曜日
祝日法に定める休日 (休日が月曜日に当たるときは火曜日も休館です。)
年末年始 (12月29日から1月3日まで)

川崎市公文書館

- 〒211-0051 川崎市中原区宮内4-1-1
- 電話 044-733-3933
- FAX 044-733-2400
- E-mail 17koubun@city.kawasaki.jp
- ホームページ 「川崎市公文書館」で検索



毎年、8月中旬から下旬にかけて川崎市制記念花火大会が、高津区諏訪2丁目先の多摩川河川敷で開催されているのは皆さん御存知のことと思います。今年は残念ながら荒天により中止となりましたが、この行事は1929年に始まり、途中中断があったものの、今年で76回目となりました。写真は昭和34年復活第11回の市制記念花火大会のポスターで「市制記念花火大会関係34」という歴史的公文書に収められていたものです。当時は文字通り市制記念日の7月1日に開催され、場所も現在と違い多摩川大橋河畔で打ち上げられていました。打ち上げ数は現在の6千発の半分以下2千5百発程度でしたが、兩岸でおよそ50万人の見物客が楽しんだそうです。大会実施要綱の趣旨目的の一部「都市生活の混濁を一挙に払拭し明日への活動力の培養を図る」という文言が約60年という時代の流れを感じさせます。

古文書の言葉シリーズ第2回目は、「目安」という言葉です。古文書を読んだことがない方でも、江戸幕府8代将軍徳川吉宗によって設置された「目安箱」という言葉は、歴史の教科書で見たことがあるかと思います。この「目安」という言葉は、古文書で多く見られる言葉のひとつです。みなさんは、この「目安」という言葉の意味をご存知ですか？

「目安」という言葉は、もともと「めやすし」という形容詞で、「見た目に感じがよい」という意味で使われており、『源氏物語』や『小右記』などによく見られます。平安時代の華やかな貴族の間で人や物の見た目を表す言葉として使われていたようです。

それが、鎌倉時代になると「目安に注(しる)し付け」という文言があるように、「見た目に感じがよい」書式ということで文書の箇条書きのことを表すようになります。特に、室町時代の文書には、初めの事書の部分に「目安」と書かれ、「一、～」というように箇条書きになっているものが多く見られます。14世紀の法律手引書である『沙汰未練書』に、「目安とは訴陳状内、肝要の段々、目安に之を書く」とあるように、この箇条書きが次第に、訴訟の場で使われるようになります。訴訟の場では、訴えの内容やそれに対する弁明の内容などが多岐にわたり複雑になってしまうため、箇条書きが用いられるようになったと考えられています。

江戸時代になると、宣教師が作成した日本語の辞書『日葡辞書』に、「Meyasu (メヤス) : 領主に話すことができず、また仲にはいる人もいない時に、さし出す請願」とあるように、訴状一般を指すようになることが分かります。吉宗の「目安箱」も将軍への直訴状を入れる箱という意味でしたね。

このように、「目安」という言葉は、見た目に感じがよい→箇条書き→訴状というようにその時代時代で意味がだんだんと変わっていったようです。古文書の言葉の変遷を知ること、歴史の変遷を知ることにもつながりますね！では、また次回！

片言隻句 —インターンシップ生を迎えて—

今年度もインターンシップの学生(國學院大学3年生、専修大学3年生)2名の方に9月5日(火)～9月10日(日)の6日間、短期間ではありましたが公文書館の様々な業務を体験していただきました。

- 具体的には・・・
- ①座学—公文書館の概要説明、文書の流れについて、市役所の仕事と川崎市、公文書館だより・開示請求について、歴史的公文書の選別・保存について
 - ②文書担当業務—文書担当の重要な作業である半現用文書の「引継」、「配架」作業
 - ③歴史担当業務—展示パネル作成、史料整理、史料管理、入門古文書講座の聴講
 - ④施設見学—東海道のかわさき宿交流館見学



など多岐にわたる仕事を体験していただきました。

(次ページ下⇒)

第二回「歴史担当の業務その1 収集・受入(「歴史的公文書」)」

前回は当館に歴史担当という職務があるのをご紹介しました。今回からは、歴史担当の具体的な業務内容についてご紹介します。

前回、当館が「歴史的公文書」及び「古文書」を所蔵する必要性を示しましたが、「歴史的公文書」及び「古文書」のどちらとも収集・受入の作業から全てが始まります。

「歴史的公文書」であれば、①現用文書を所管課から中間書庫である当館へ「引継ぎ」、半現用文書として保管し、②その後、廃棄年度をむかえた半現用文書のなかで必要なものを選別し、「歴史的公文書」に決定した半現用文書を抜き出して保管場所を変え、歴史的公文書目録に登録するところまでが収集・受入の作業といえるでしょう。そういった意味では、①は文書担当と協力する必要があり、文書担当の業務及び公文書のシステムや管理状況などについても現状を把握する必要があります。

次回は「古文書」の場合の収集・受入についてご紹介します。

—川崎市に関わる「古文書」を探しています—

当館では川崎市に関わる江戸から昭和期までを含めた「古文書」などの歴史資料の調査・収集をおこなっています。もしご自宅に何なのかよく分からない、または置場が無くて困っている「古文書」などがありましたら、是非当館までご連絡の上、ご相談ください。歴史担当が懇切丁寧に対応します。なお、相談以外にも「古文書」の所在地についての情報提供も受け付けています。現状、置場の問題、世代交代、引越しなどでそれら「古文書」が散逸してしまうということが多くなってきました。それを防ぎ、川崎市の歴史を語る「古文書」を守っていくため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



→ インターンの学生が従事した業務中、一番力を発揮していただいたのは今年度引継ぎ予定の平成27年完結文書の引継ぎ作業(麻生区と川崎区を手伝っていただきました)です。特に、川崎区役所は例年、公文書館に引き継がれる文書量が7区中で最大規模であり、今年も受入・配架ともに膨大な作業でした。続々と運び込まれる公文書満載の搬送箱は2種文書・3種文書合わせてなんと217箱!! 2名には職員とともに奮闘していただき、無事かつスピーディーに配架を終えることができました。

インターン日程終了後には、公文書館がこのように多岐にわたる仕事をしていただいていたことは知らなかった、特に「引継」「配架」作業については、重労働で大変であった。また、公文書館は川崎市の公文書を管理するという大切な役割を担っていて、公文書を管理するために、どのような業務をおこなっているのかをわかり、大変有意義であったと感想をいただきました。

